

令和 9 年度コミュニティ助成事業

留意事項

抜粋

(一財) 自治総合センター

第5 助成対象経費（要綱第6 関係）

1. 要綱第6 の2（1）に記載されている、既存の施設又は設備等の修理、修繕にかかる費用のうち、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品、地域づくり助成事業のうち事業区分アにおけるバリアフリー化工事に要する経費は助成対象となります。
2. 要綱第6 の2（2）に記載されている、ソフト事業における食糧費のうち、事業目的と深く関わりがあり、目的を達成する上で必要不可欠であると判断される経費は助成対象となります。

第6 宝くじの社会貢献広報（要綱第7 関係）

1. 宝くじ社会貢献広報事業を告知するデザインは、当財団ホームページの「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠して下さい。表示についてはカラーで行い、モノクロでの表示は不可とします。ただし、単色刷りの広報誌・チラシなどの場合はモノクロ表示を可とします。
2. 広報表示については広報効果が最大限発揮できるよう、表示箇所について特段のご配慮をお願いいたします。（広報表示にかかる経費は、助成対象経費に含みます。）なお、実績報告の際に宝くじの社会貢献広報が確認できない場合は、助成の要件を満たさなくなるので、留意してください。
 - （1）コミュニティセンター助成事業においては、建物入り口等の場所にプレートを設置してください。
 - （2）ソフト事業については、事業実施会場及び事業実施に際して作成するチラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、新聞等広告、図録、報告書等成果物に表示を行ってください。ただし、チケット、新聞、雑誌で原稿掲載欄に限界がある場合は、「宝くじの助成金で実施する」旨を表記してください。
3. 広報誌等に事業の紹介記事を掲載する際は、「宝くじの助成金で整備した」もしくは「宝くじの助成金で実施する」旨の文章としてください。その際、事業の様子を撮影した写真を挿入するなど、広報効果が最大限に発揮できるようご配慮願います。
4. 宝くじの社会貢献広報の仕方については、別紙2を参照してください。

第7 助成の申請手続き（要綱第8 関係）

1. 所管の都道府県知事の副申のあるものとします。
2. 都道府県知事は、副申書（別記様式第2号）に事業の必要性と優先順位を明記してください。優先順位外の順位の記載は必要ありません。（要綱第2の1（3）イ・ウ・エは除く）
3. 申請書はA4 たてサイズとし、説明資料等も原則としてA4 たてサイズまたはA3 よこサイズとしてください。
4. 申請概要一覧表（別記様式第2号の2）は電子メールにより提出してください。
5. その他申請手続きに係る留意事項、注意点については「必要書類一覧表」等を参照してください。

第8 事業内容の変更（要綱第10 関係）

1. 事業の内容に変更がある場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、協議のうえ承認を受けてください。事業が完了した後、実績報告の段階で、助成決定内容と実際の事業内容に相違が生じている場合は、その決定内容を取り消し、助成金が交付されないことがあります。

2. 変更申請書（別記様式第4号）が必要な場合

次に掲げる変更については、変更申請書を提出し承認を受けてください。なお、変更によって助成の要件を満たさなくなった場合は、助成を取り消すことがあります。

- （1）事業に要する予算のうち、助成金に係る予算を変更しようとするとき。

- ① 助成決定額に影響のある変更。
- ② やむを得ない入場料等の変更。

- （2）事業の内容を変更しようとするとき。

- ① 事業実施主体の変更。
- ② 地域の芸術環境づくり助成事業における、公演・展覧会実施会場の変更。
- ③ その他、事業内容が大幅に変更される場合。

(3) 事業を中止、または廃止しようとするとき。

3. 軽微な変更の報告

生産中止に伴う品番変更や更新、変更が軽微と認められるものについては、事前協議のみで変更申請は不要となります。また、軽微な変更のうち、助成対象団体や事業実施主体の代表者の変更及び人事異動等によるその他関係者の変更については、報告を不要とします。

4. その他変更申請手続きに係る留意事項、注意点については「必要書類一覧表」を参照してください。

第9 実績報告書の提出について（要綱第11関係）

1. 実績報告書の提出は事業完了後2カ月以内、且つ令和10年4月7日まで（自治総合センター必着）とします。提出にあたっては、「必要書類一覧表」を参照いただき、必要書類が完備出来次第、すみやかにご提出ください。万が一提出期限までに必要書類が完備しない場合や期限までにご提出いただけない場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、遅延の事由についてご説明をお願いします。なお、提出期限を過ぎた場合は、助成を取り消すことがあります。
2. その他実績報告書の提出に係る留意事項、注意点については「必要書類一覧表」等を参照してください。

第10 助成金の交付先（要綱第11関係）

助成金は、助成対象団体の口座（市（区）町村、広域連合、一部事務組合の会計管理者）に振り込むものとし、その他の口座への振り込みはできません。

第11 その他

過去に助成を受けた施設や設備等の処分については、助成対象団体の規則等の定めによって行ってください。

< 2. コミュニティセンター助成事業 >

対象となるもの	対象とならないもの
	・既存建物の増築・改修
対象となる経費	対象とならない経費
・建物登記費用 ・設計監理料	

< 3. 地域防災組織育成助成事業（区分ア・イ） >

対象となるもの	対象とならないもの
・基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）	・使用期限が決まっている備蓄品（食料品等） ・数回の利用で費消される備蓄品 ・消火器（訓練用消火器を除く） ・避難道等の整備 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等） ・救急セット

別紙 2

宝くじの社会貢献広報の仕方（令和 8 年度）

1. 市（区）町村の広報誌等への掲載

（1）次のいずれかとしてください。

①市（区）町村の広報誌への掲載（原則）

②市（区）町村のホームページへの掲載（①が困難な場合、申請時に協議が必要）

- ・トップページにクーちゃんのパナーを表示し、宝くじの社会貢献広報掲載のページへリンク
- ・掲載期間は 3 か月以上

（2）申請時より、掲載方法を変更する場合は、**必ず事前に**自治総合センターの担当者へご相談ください。

（3）掲載する記事は、「宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業」の紹介と「宝くじの助成金で整備した」「宝くじの助成金で実施した」旨の表現は必ず記載してください。

2. 購入備品、設備への広報表示

（1）「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

（2）整備した設備・備品（付属品・部品を含む）の全てに広報表示を行ってください。
広報表示の出来ない設備、備品は助成対象外となります。

（3）広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所（高さ）、大きさで表示してください。（備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。）

（4）広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）を原則とします。（特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。）ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。

（5）表示は剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。

(6) 広報表示の参考例

- ・法被等の衣装類：衣装それぞれ（衣装の上下、帯、その他付属品を含む）の表地（裏地は不可）に縫い付けによる広報表示を行う。
- ・テント：各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさとで広報表示を行う。
- ・カーテン：本体のほか、壁の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
- ・天井に設置する照明器具や空調機器、音響機器：本体のほか、壁（スイッチやリモコン部分等）の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
- ・防犯灯や屋外放送設備：本体のほか、柱・ポールの人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う（もしくは看板による広報表示を行う）。
- ・広場の遊具等の整備：整備する遊具等の設備本体のほか、広場の入り口等に看板等で広報表示を行う。
- ・組み立て式ステージ等：それぞれの備品（部品）のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。
- ・福祉車両等（地域づくり助成事業のうち事業区分ア）：車両ボディーにペイントで広報表示を行う。
- ・バリアフリー化工事（地域づくり助成事業のうち事業区分ア）：改修箇所の壁や入口に固定プレートで広報表示を行う。

(7) 写真については、次の項目を充足するようにしてください。

- ① 整備した設備・備品の全体が確認できる。（設備・備品名と写真が一致するようにしてください）
- ② 整備した設備・備品の数量とそれぞれの広報表示場所が確認できる。
- ③ 広報表示のデザインが確認できる。

3. コミュニティセンターへの広報表示

(1) 以下の仕様に基つき、それぞれの事業実施主体で作成したプレートを、建物入り口等の視認可能な場所（高さ）に表示してください。

(2) プレートの仕様は次のとおりです。

アクリル製：縦 210 mm×横 297 mm×厚さ 3 mm（A4 サイズ、四隅をビス留め）

宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル

4色印刷用

＜標準デザイン＞



＜特殊デザイン＞



単色印刷用（単色は広報誌、ポスター、チラシで単色刷りの場合のみ使用可）

＜標準デザイン＞



＜特殊デザイン＞



クーちゃんイエロー

4 C	Y100+M30
特色	DIC2537
単色	アミ 30%

■ 4Cは反転使用不可。

■ マークは可能な限り大きく表示してください。

あなたに夢を。街に元気を。

4 C	C100+M70
特色	DIC C-267
単色	100%

宝くじ

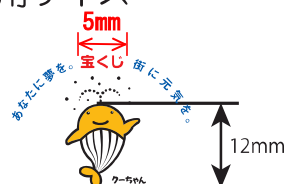
4 C	M100+Y100
特色	DIC198
単色	100%

白フチ使用



■地色が濃色の場合、文字・イラストのアウトラインに白フチを入れる。

最小使用サイズ



■ロゴは縦横比を変えずに拡大縮小とする。

■最小使用サイズ 天地：12mm（潮部は除く）
また、縮小使用する場合は、「クーちゃん」・
「宝くじ」の文字部は5mm 以下にならないよう
にしてください。

■用途により「クーちゃん」の名称は場所の
変更をせずに拡大してもよい。